○外務省令第二十一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

イラン リアル 遺産の額の2／100
740,000
390,000
779,000
91,000
390,000
325,000
571,000
156,000
156,000
260,000
571,000
584,000
221,000
325,000
571,000
494,000
117,000
169,000
273,000

を

イラン リアル 遺産の額の2／100
1,680,000
880,000
1,760,000
210,000
880,000
740,000
1,290,000
350,000
350,000
590,000
1,290,000
1,320,000
500,000
740,000
1,290,000
1,120,000
260,000
380,000
620,000

に、

スーダン ポンド 遺産の額の2／100
190
100
200
23
100
83
147
40
40
67
147
150
57
83
147
127
30
43
70

を

スーダン ポンド 遺産の額の2／100
407
214
429
50
214
179
314
86
86
143
314
321
121
179
314
271
64
93
150

に、

ザンビア クワチャ 遺産の額の2／100
335,000
176,000
353,000
41,000
176,000
147,000
259,000
71,000
71,000
118,000
259,000
265,000
100
147,000
259,000
224,000
53,000
76,000
124,000

を

ザンビア クワチャ 遺産の額の2／100
335
176
353
41
176
147
259
71
71
118
259
265
100
147
259
224
53
76
124

に改める。

サモア タラ 遺産の額の2／100
163
86
171
20
86
71
126
34
34
57
126
129
49
71
126
109
26
37
60

と定める。

別表第二中

ザンビア クワチャ
49,000
49,000
4,000

を

ザンビア クワチャ
49
49
4

に改める。

サモア タラ
24
24
2

と定める。

別表第三中

イラン リアル
649,000
1,299,000
649,000

を

イラン リアル
1,470,000
2,940,000
1,470,000

に、

スーダン ポンド
167
333
167

を

スーダン ポンド
357
714
357

に、

ザンビア クワチャ
294,000
588,000
294,000

を

ザンビア クワチャ
294
588
294

に改める。

サモア タラ
143
286
143

と定める。

附　則

1　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第二十二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

外務大臣　岸田　文雄